

災害時における飲料の提供協力に関する協定書（案）

浦添市（以下甲という。）と沖縄ヤクルト株式会社（以下乙という。）は、災害時における飲料の提供協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時における乙の災害対応型自動販売機（以下「当自動販売機」という。）による飲料の無償提供について、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 本協定は、甲の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から乙に対し飲料の提供について要請があったときをもって発効するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、対策本部を設置したときは、乙に対し飲料の提供について要請することができる。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、この場合において、甲は、乙に対し後日速やかに協力の要請に係る書面を提出するものとする。

（協力事項）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請があったときは、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 当自動販売機の機内在庫飲料を無償提供すること。
- (2) 当自動販売機の取扱いについて甲に必要な助言を行い、又は当自動販売機の操作を行うこと。
- (3) その他、甲乙協議のうえ必要があると認めたこと。

2 甲は、前項第1号に規定する無償提供があったときは、当自動販売機が設置されている施設への避難者、市民、職員、その他の関係者に対し機内在庫飲料を無償で供給することができるものとする。

3 乙は、第1項第1号に規定する無償提供のために必要な専用鍵をあらかじめ甲に貸与するものとし、甲は、貸与された専用鍵について適正に管理するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置等）

第5条 乙は、甲が必要と認めた施設内において、乙が所有又は管理する当自動販売機を設置し、乙の管理の下に運営することができる。

2 乙は、次に掲げる当自動販売機の設置に伴い発生する事項について、これを履行するものとする。

- (1) 当自動販売機の設置に伴い発生する電気料金相当額について、甲が指定する金融機関口座に振り込むこと
- (2) 前号の電気料金相当額の計算のために必要なメーター等を設置し、その設置に係る費用について負担すること
- (3) 前号に定めるもののほか、当自動販売機の設置に伴い発生する事項に関すること

3 甲は、乙の従業員又は使用人が当自動販売機への商品の補充、売上金の回収、機械の保全、修理、撤去等のためにその設置施設内へ出入りすることについて、あらかじめ

め許可するものとする。

(当自動販売機の管理等)

第6条 乙は、災害時において第4条第1項第1号の履行が正常に行えるために、当自動販売機に関し、定期点検、管理、保全、修理等に努めなければならない。

2 甲は、本協定の有効期間中において、前項の保全に協力するものとし、故障、不都合等の発生を確認した場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

3 当自動販売機の予期せぬ故障、又は災害の発生による故障によって当自動販売機の機内在庫飲料の提供ができなかった場合は、甲及び乙は一切責任を負わないものとする。

(停止の通知)

第7条 甲は、乙からの飲料の提供協力を受ける必要がなくなったときは、書面をもって乙に通知するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成27年3月31日とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲及び乙のいずれか一方より別段の申し出がない場合は、この協定は同一条件で更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

(機密情報の取扱い)

第9条 甲及び乙は、本協定書及び本協定の履行に伴い知り得た相手方の機密情報（個人情報を含む）を秘密とし、本協定の有効期間中はもとより、本協定終了後も甲乙の書面による承諾がある場合を除いて、第三者へ開示し、又は本協定の目的以外の為に使用しないものとする。

(協議事項)

第10条 本協定の履行・解釈について疑義を生じた場合及び本協定に定めない事項については、甲乙双方誠意を持って協議し、円満にこれを解決するものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者は記名押印して、各1通を所有する。

平成26年5月28日

甲 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市
浦添市長 松本 哲治

乙 宜野湾市大山七丁目13番3号
沖縄ヤクルト株式会社
代表取締役社長 入井 将文